

補助金等取扱基準

補助金等の名称	再生可能エネルギー等導入設置補助金								
補助事業等の目標	再生可能エネルギーを活用する設備の設置を支援することにより、地球環境の保全及び再生可能エネルギー供給の拡大を図り、諏訪市地球温暖化対策実行計画を推進する。								
補助事業等の対象者	市税を滞納していない者であって、次の表の区分に応じ、それぞれに定める要件のいずれにも該当するものとする。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 633 762 663">区分</th> <th data-bbox="767 633 1386 663">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 669 762 1164">①太陽熱利用システム</td> <td data-bbox="767 669 1386 1164">                     (1) 次のいずれかの者（事業者、住宅の販売若しくは賃貸を目的として太陽熱利用システムを設置する者又は③再生可能エネルギー利用システムの補助対象者を除く。）                      ア 市内に住所を有する者（実績報告書提出時に市内に住所を有する者を含む。以下同じ。）                      イ 単身赴任者                      (2) 自ら又は単身赴任者の家族が居住する住居（事務所等併用住宅及び共同住宅の申請者居住部分を含む。以下同じ。）に新たに太陽熱利用システムを設置しようとする者                      (3) 補助金の交付の申請をする年度内に太陽熱利用システムの設置を完了できる者                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1171 762 1644">②地中熱利用システム</td> <td data-bbox="767 1171 1386 1644">                     (1) 次のいずれかの者（事業者、住宅の販売若しくは賃貸を目的として地中熱利用システムを設置する者又は③再生可能エネルギー利用システムの補助対象者を除く。）                      ア 市内に住所を有する者                      イ 単身赴任者                      (2) 自ら又は単身赴任者の家族が居住する住居に新たに地中熱利用システムを設置しようとする者                      (3) 補助金の交付の申請をする年度内に地中熱利用システムの設置を完了できる者                      (4) 地中熱利用システムの設置後1年間の使用実績等に関する調査等に協力できる者                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1650 762 1973">③再生可能エネルギー利用システム</td> <td data-bbox="767 1650 1386 1973">                     (1) 市内に再生可能エネルギー利用システムを設置しようとする者                      (2) 補助金の交付の申請をする年度内に再生可能エネルギー利用システムの設置を完了できる者                      (3) 国（補助事業者を含む。）又は長野県（補助事業者を含む。）の再生可能エネルギー利用システムの設置に係る補助金の交付決定を受けた者                 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	要件	①太陽熱利用システム	(1) 次のいずれかの者（事業者、住宅の販売若しくは賃貸を目的として太陽熱利用システムを設置する者又は③再生可能エネルギー利用システムの補助対象者を除く。） ア 市内に住所を有する者（実績報告書提出時に市内に住所を有する者を含む。以下同じ。） イ 単身赴任者 (2) 自ら又は単身赴任者の家族が居住する住居（事務所等併用住宅及び共同住宅の申請者居住部分を含む。以下同じ。）に新たに太陽熱利用システムを設置しようとする者 (3) 補助金の交付の申請をする年度内に太陽熱利用システムの設置を完了できる者	②地中熱利用システム	(1) 次のいずれかの者（事業者、住宅の販売若しくは賃貸を目的として地中熱利用システムを設置する者又は③再生可能エネルギー利用システムの補助対象者を除く。） ア 市内に住所を有する者 イ 単身赴任者 (2) 自ら又は単身赴任者の家族が居住する住居に新たに地中熱利用システムを設置しようとする者 (3) 補助金の交付の申請をする年度内に地中熱利用システムの設置を完了できる者 (4) 地中熱利用システムの設置後1年間の使用実績等に関する調査等に協力できる者	③再生可能エネルギー利用システム	(1) 市内に再生可能エネルギー利用システムを設置しようとする者 (2) 補助金の交付の申請をする年度内に再生可能エネルギー利用システムの設置を完了できる者 (3) 国（補助事業者を含む。）又は長野県（補助事業者を含む。）の再生可能エネルギー利用システムの設置に係る補助金の交付決定を受けた者
	区分	要件							
	①太陽熱利用システム	(1) 次のいずれかの者（事業者、住宅の販売若しくは賃貸を目的として太陽熱利用システムを設置する者又は③再生可能エネルギー利用システムの補助対象者を除く。） ア 市内に住所を有する者（実績報告書提出時に市内に住所を有する者を含む。以下同じ。） イ 単身赴任者 (2) 自ら又は単身赴任者の家族が居住する住居（事務所等併用住宅及び共同住宅の申請者居住部分を含む。以下同じ。）に新たに太陽熱利用システムを設置しようとする者 (3) 補助金の交付の申請をする年度内に太陽熱利用システムの設置を完了できる者							
②地中熱利用システム	(1) 次のいずれかの者（事業者、住宅の販売若しくは賃貸を目的として地中熱利用システムを設置する者又は③再生可能エネルギー利用システムの補助対象者を除く。） ア 市内に住所を有する者 イ 単身赴任者 (2) 自ら又は単身赴任者の家族が居住する住居に新たに地中熱利用システムを設置しようとする者 (3) 補助金の交付の申請をする年度内に地中熱利用システムの設置を完了できる者 (4) 地中熱利用システムの設置後1年間の使用実績等に関する調査等に協力できる者								
③再生可能エネルギー利用システム	(1) 市内に再生可能エネルギー利用システムを設置しようとする者 (2) 補助金の交付の申請をする年度内に再生可能エネルギー利用システムの設置を完了できる者 (3) 国（補助事業者を含む。）又は長野県（補助事業者を含む。）の再生可能エネルギー利用システムの設置に係る補助金の交付決定を受けた者								

補助対象経費	次の表の区分に応じ、それぞれに定める経費（消費税を除く。）とする。	
	区分	経費
	①太陽熱利用システム	太陽熱利用システムの購入費及び設置に要する経費（建物の新築、増築、改築又は内装に係る経費を除く。）
	②地中熱利用システム	熱応答試験に要する費用並びに地中熱利用システムの購入費、工事費及び設置に要する経費（建物の新築、増築、改築又は内装に係る経費を除く。）
③再生可能エネルギー利用システム	国又は長野県の再生可能エネルギー利用システムの設置に係る補助事業の対象外となる経費のうち、事前調査費、基本設計費、土地の造成に準じる基礎工事費、既設構築物の撤去費、建屋の設置費、土地の取得及び賃貸に要する費用その他特に市長が必要と認める費用	
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、次の表の区分に応じ、それぞれに定める額とする。この場合において、算定した補助金等の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	
	区分	補助金等の額
	①太陽熱利用システム	補助対象経費の10%に当たる額とし、10万円を上限とする。
	②地中熱利用システム	補助対象経費の3分の1に当たる額以内とし、30万円を上限とする。
③再生可能エネルギー利用システム	国又は長野県が交付決定をした補助金の額の10%に当たる額とし、30万円又は国若しくは長野県の補助事業の対象外経費の全額のどちらか低い方を上限とする。	
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】	
補助事業等の評価	補助事業等の対象者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。	
補助事業等の開始時期	平成26年4月1日	
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 地球環境の保全及びエネルギーの安定供給の確保のため、継続して補助することが必要。	
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。	
その他	【定義】 1 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 太陽熱利用システム 住宅等の屋根への設置に適しており、集熱器と	

	<p>蓄熱槽又は貯湯槽を持ち、給湯、冷暖房等の用に供するシステムであって、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたものをいう。</p> <p>(2) 地中熱利用システム 空調その他の熱利用に供し、クローズドループ方式でエネルギー消費効率（以下「COP」という。）が3.0以上の地中熱ヒートポンプを設置するシステムをいう。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー利用システム エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第3項に規定するエネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱（地熱及び太陽熱を除く。）又はバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（同法第2条第2項に規定する化石燃料を除く。）をいう。）を利用して発電、給湯、冷暖房等の用に供するシステムであって、国又は長野県の補助を受けて設置されるものをいう。</p> <p>(4) 単身赴任者 単身赴任その他の理由により、一時的に市内に住所を有しない者であって、生計を一にする市内に住所を有する家族があるものをいう。</p> <p>(5) 同一エネルギー源 新たに設置しようとするシステムと既に設置されているシステムが同じエネルギー源を利用していることをいう。</p> <p><b>【補助金交付対象外となる基準】</b></p> <p>2 次のいずれかに該当するときは、本取扱基準による補助金の交付の対象外とする。</p> <p>(1) 各システムの設置を予定している建物又は土地の固定資産税に未納があるとき。</p> <p>(2) 同一エネルギー源のシステムの設置について、過去に市から補助金の交付を受けているとき。</p> <p>(3) 各システムを設置する予定の場所に、過去に市から補助金の交付を受けて設置された同一エネルギー源のシステムがあるとき。</p> <p>(4) 各システムの購入及び設置について、市の他の取扱基準の規定により補助金の交付を受けているとき。</p>								
<p>提出書類</p>	<p><b>【交付申請】</b></p> <p>1 補助金の交付を受けようとする者は、各システムの設置に係る工事の着工前に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー等導入設置補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 補助対象経費の内訳が明記された契約書又は見積書のコピー</p> <p>(3) 設置予定場所の位置図</p> <p>(4) 工事着工前の現況写真</p> <p>(5) 単身赴任者が申請をするときは、単身赴任者及び生計を一にする家族全員の住民票又はそのコピー</p> <p>(6) 次の表の区分に応じ、それぞれに定める書類</p> <table border="1" data-bbox="475 1720 1385 2042"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①太陽熱利用システム</td> <td>・一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定証明書のコピー</td> </tr> <tr> <td>②地中熱利用システム</td> <td>・設計図（掘削孔の深度等が確認できる立面、設備配置平面図等） ・システムの性能、COP値及び品質を示す資料（計算根拠、カタログ等）</td> </tr> <tr> <td>③再生可能エネルギー利用システム</td> <td>・国又は長野県の補助金交付決定通知のコピー</td> </tr> </tbody> </table>	区分	書類	①太陽熱利用システム	・一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定証明書のコピー	②地中熱利用システム	・設計図（掘削孔の深度等が確認できる立面、設備配置平面図等） ・システムの性能、COP値及び品質を示す資料（計算根拠、カタログ等）	③再生可能エネルギー利用システム	・国又は長野県の補助金交付決定通知のコピー
区分	書類								
①太陽熱利用システム	・一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定証明書のコピー								
②地中熱利用システム	・設計図（掘削孔の深度等が確認できる立面、設備配置平面図等） ・システムの性能、COP値及び品質を示す資料（計算根拠、カタログ等）								
③再生可能エネルギー利用システム	・国又は長野県の補助金交付決定通知のコピー								

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は長野県の補助金交付申請書一式</li> <li>・再生可能エネルギー利用システム設置事業経費配分書</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p> <p><b>【変更・中止申請】</b></p> <p>2 補助金の交付決定を受けた者は、当該決定を受けた事業を変更し、又は中止しようとするときは、再生可能エネルギー等導入設置補助金変更等申請書（様式第4号-1）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p><b>【実績報告】</b></p> <p>3 補助金の交付決定を受けた者は、当該決定を受けた事業に係るシステムの設置が完了したときは、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー等導入設置実績報告書兼補助金支払請求書（様式第5号-1）</p> <p>(2) 補助対象経費の請求書又は領収書及び内訳書のコピー</p> <p>(3) システムの設置状況写真</p> <p>(4) 竣工検査の試験記録書のコピー</p> <p>(5) 当該システムを申請時の住所と異なる場所に設置したときは、申請をした者の実績報告を行う時点の住所が記載された住民票又はそのコピー</p> <p>(6) 次の表の区分に応じ、それぞれに定める書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">②地中熱利用システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竣工図（掘削孔の深度等が確認できる立面図、設備配置平面図等）</li> <li>・熱応答試験の結果（実施した場合に限る。）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③再生可能エネルギー利用システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は長野県の補助金交付確定通知のコピー</li> <li>・補助対象事業成果書</li> <li>・再生可能エネルギー等導入設置補助金実績公表同意書</li> <li>・再生可能エネルギー等導入設置補助金実績公表用紙</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は長野県の補助金交付申請書一式</li> <li>・再生可能エネルギー利用システム設置事業経費配分書</li> </ul>	区分	書類	②地中熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竣工図（掘削孔の深度等が確認できる立面図、設備配置平面図等）</li> <li>・熱応答試験の結果（実施した場合に限る。）</li> </ul>	③再生可能エネルギー利用システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は長野県の補助金交付確定通知のコピー</li> <li>・補助対象事業成果書</li> <li>・再生可能エネルギー等導入設置補助金実績公表同意書</li> <li>・再生可能エネルギー等導入設置補助金実績公表用紙</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は長野県の補助金交付申請書一式</li> <li>・再生可能エネルギー利用システム設置事業経費配分書</li> </ul>								
区分	書類								
②地中熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竣工図（掘削孔の深度等が確認できる立面図、設備配置平面図等）</li> <li>・熱応答試験の結果（実施した場合に限る。）</li> </ul>								
③再生可能エネルギー利用システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は長野県の補助金交付確定通知のコピー</li> <li>・補助対象事業成果書</li> <li>・再生可能エネルギー等導入設置補助金実績公表同意書</li> <li>・再生可能エネルギー等導入設置補助金実績公表用紙</li> </ul>								
担当部署	諏訪市 市民環境部 環境課 環境保全係								

平成26年 4月 1日 制定

平成28年 8月 1日 一部改正

平成31年 2月 1日 一部改正（平成31年 4月 1日 施行）

令和 2年 3月16日 一部改正（令和 2年 4月 1日 施行）

令和 3年 3月17日 一部改正（令和 3年 4月 1日 施行）